

議案第 2 2 号

岩倉市都市公園条例の一部改正について

岩倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市都市公園条例の一部を改正する条例

岩倉市都市公園条例（平成25年岩倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「昭和31年政令第290号」を「昭和31年政令第290号。以下「令」という。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。